

意見陳述

2009（平成21）年2月16日

控訴人 岡本 順一郎

控訴審にあたり、控訴人岡本が意見陳述をいたします。

私は、わが国有数の大企業であるNTTが、利益の維持・増大のために、人件費削減の手段として100パーセント出資の子会社を作り、51歳以上の労働者に賃金を30パーセント引き下げたその会社への移籍を迫る、このような制度は今すぐにもやめさせて頂きたいと思っています。

それだけに止まらず、移籍を拒否した51歳以上労働者から、みせしめのために仕事を取り上げ、遠隔地・異職種配転を強要するなどは、許されるものではありません。

静岡地裁は、私たち原告3名のこのような訴えを不当にも棄却しましたが、控訴審においては、十分な審理を尽していただき、地裁判決を取り消して頂くよう心からお願い致します。

地裁判決は会社側の主張を正当化するもので、私たち50歳台の労働者や家族の不利益をあまりにも軽視したものであります。

私は、2002年5月から名古屋支店上前津ビルに配転となり、第一ソリューションに約3年、第二ソリューションに1年、往復4時間弱の新幹線利用の長距離通勤を続けました。その後、京都マーケティングセンターに配転されて、単身赴任を余儀なくされ、現在は名古屋マーケティングセンターに往復約4時間の長距離通勤をしております。

特に、京都長岡京市への単身赴任においては、非常に辛い思いをしました。京都に行く前から、もし妻が過労で倒れたらどうしようか、子供達は遅刻をしないか病気などしないかなど思い悩み、一時は退職することも真剣に考えました。私は幼い頃から5人兄弟の中で育ち、家を出て一人暮らしをした経験がありませんでしたので、この点でも不安でした。仲間の励ましで、何とか退職は思いとどまりましたが、つらい選択でした。単身赴任で独身寮に入ってから、家のことを想い、床に入っても寝付かれない日が2ヶ月ほど続きました。寮の食事も独身寮の為か量も多く、1ヶ月もすると体重も増えてきて昼休みに血圧を測ると上が200、下が100を越えるようになっていましたので、土曜日に自宅に帰り医者にかかり薬も服用するようになりました。その後、寮での夕食はやめて豆腐や惣菜などで、食事も自分で調整せざるをえなくなりました。このような状態では、仕事においても十分に力を発揮できませんでした。

家族の生活も大きく変わりました。名古屋への長距離通勤を始めたとき、長男は中学3年、次男は中学2年、長女は小学校3年と妻の5人家族でした。妻は看護師をしており夜

勤、準夜勤、日勤の3交替勤務をしていました。夜勤のときは、半日勤務のしたあと夜中の0時から朝8時45分まで勤務し、朝10時頃帰宅します。夜勤を2回した後は翌日から準夜勤にはいり、午後4時から夜中の0時45分まで勤務し、夜中の2時頃に帰宅するという生活を2日して、1つのサイクルが終わります。これが月2回入りますので、1ヶ月の半分以上が不規則勤務となり、睡眠不足などで体調管理が非常に難しくなります。このような状態で、日中の時間のなかで、家族5人の炊事洗濯や子供の学校の行事、授業参観、PTA や部活の父母会の会合、子供会や地域の会合、子供の学習塾の送り迎えなど、体が幾つあっても足りません。

私も、名古屋へ異職種・遠隔地配転されるまでは、炊事洗濯や地域その他の行事などを妻と分担して行ってきました。学校の行事なども年に数回は参加できていました。妻が夜勤の時には、朝、炊事洗濯を済ましたあと、子供達を起こして小学生の長女を見送ることもできましたし、夜も宿題や明日の準備などを手伝うことができました。

しかし、名古屋に配転されてからは、学校の行事などは午後の時間帯が多く、1日休めでないと出席できないため参加できなくなりました。休暇は、子供の病気や葬儀などで妻が休めないときなど突発的なことに使わざるを得ませんでしたので、父親参観日などにも出ることが出来なくなりました。中学3年の長男は朝起きが苦手で、1学期が終わった時点で、3分の1遅刻していることが分かり、愕然としました。

このように名古屋への長距離通勤や単身赴任は、私や家族には大きな負担となっております。しかし、名古屋や京都での私の仕事は、私や家族にこのような大きな負担を強いるに相応しいものとは、到底言えませんでした。小口ユーザー対象の飛び込み営業が主体で、OS会社の社員でも行っているものでした。本件と同様の事案である大阪訴訟の大阪高裁判決は、正当にも名古屋配転の業務上の必要性を否定し、被控訴人会社の違法性を認めました。本件控訴審にあたり、この点を十分審理頂きますよう、お願い致します。

最後に、移籍拒否者に対する見せしめとしての被控訴人会社の違法な異職種・遠隔地配転は、今でも毎年続けられています。移籍を拒否して大阪に違法配転された方で、私と同様妻が夜勤もある看護師という和歌山県田辺市の方が、昨年11月、今度は名古屋に単身赴任させられるという事がありました。この方は、大阪勤務のときから、毎週週末に帰り子供さんの世話をしていましたが、「名古屋から和歌山の自宅に帰るには、半日休暇を取らないと自宅に辿り着かない。休暇は残り少なくなり、経済的負担も多くなり、仕事も手につかない。お客様と話をしても精神状態が不安定になり、集中できない。」と訴えており、業務上必要のない名古屋配転に、苦しみもがいています。

このように、今でも違法な遠隔地配転が繰り返され、苦しむ労働者や家族が生まれている実情を、十分にお汲み取り下さることをお願い申し上げて、私の陳述といたします。

